市原市地域共生社会推進プラン

（地域福祉計画）

概 要 版



令和３年４月
市原市

１．計画策定の目的

本市では、誰もが住み慣れた地域で、自立して暮らせるよう、地域住民、福祉事業者等、市社会福祉協議会及び市が一体となって地域福祉の充実に取り組んでいくための指針として、平成 18（2006）年に初めて地域福祉計画を策定し、その後、平成 23（2011）年、平成 29（2017）年と改訂を重ねて、地域福祉の推進を図ってまいりました。

しかし、全国的に少子高齢化が進み、人口減少社会の本格的な到来が目前に迫るなど、社会情勢の変化が生じています。

超高齢社会への対応として、市では、いわゆる団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年に向けて、医療・介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で暮らせるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に地域で提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めています。

一方で、病気や障がいは高齢者に限らず、長い人生の過程において、誰にでも起こり得る可能性があります。何らかの困難に直面しても、誰もが住み慣れた地域で暮らせるよう、高齢者だけでなく、障がい者・子ども・生活困窮者など、地域で暮らす全ての人への「地域包括ケア」が求められています。

また、共働き世帯や高齢者が増加するなか、子育てや介護の支援がこれまで以上に必要となっていますが、核家族化、ひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、家庭や地域の支援力が低下しているという現実があります。また、介護・障がい・子育て・生活困窮などの課題が絡み合って、複数分野の課題を同時に抱える方や世帯が増えてきています。社会保障制度は、高齢者・障がい者・子どもなど対象者ごとに分けたうえで、それぞれのサービスが充実・発展されてきましたが、そのような縦割りでは様々な課題を同時に抱える方・世帯への対応が難しい状況が明らかとなっています。

加えて、現在もつづく新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、新たに生活に困難が生じる方・世帯、生活不安やストレスを背景とする児童虐待や DV 被害、自殺の増加等が懸念されます。必要な方・世帯にできる限り早期に支援が届くよう、関係機関がこれまで以上に連携を深め、包括的に対応を進めていく体制づくりが必要です。

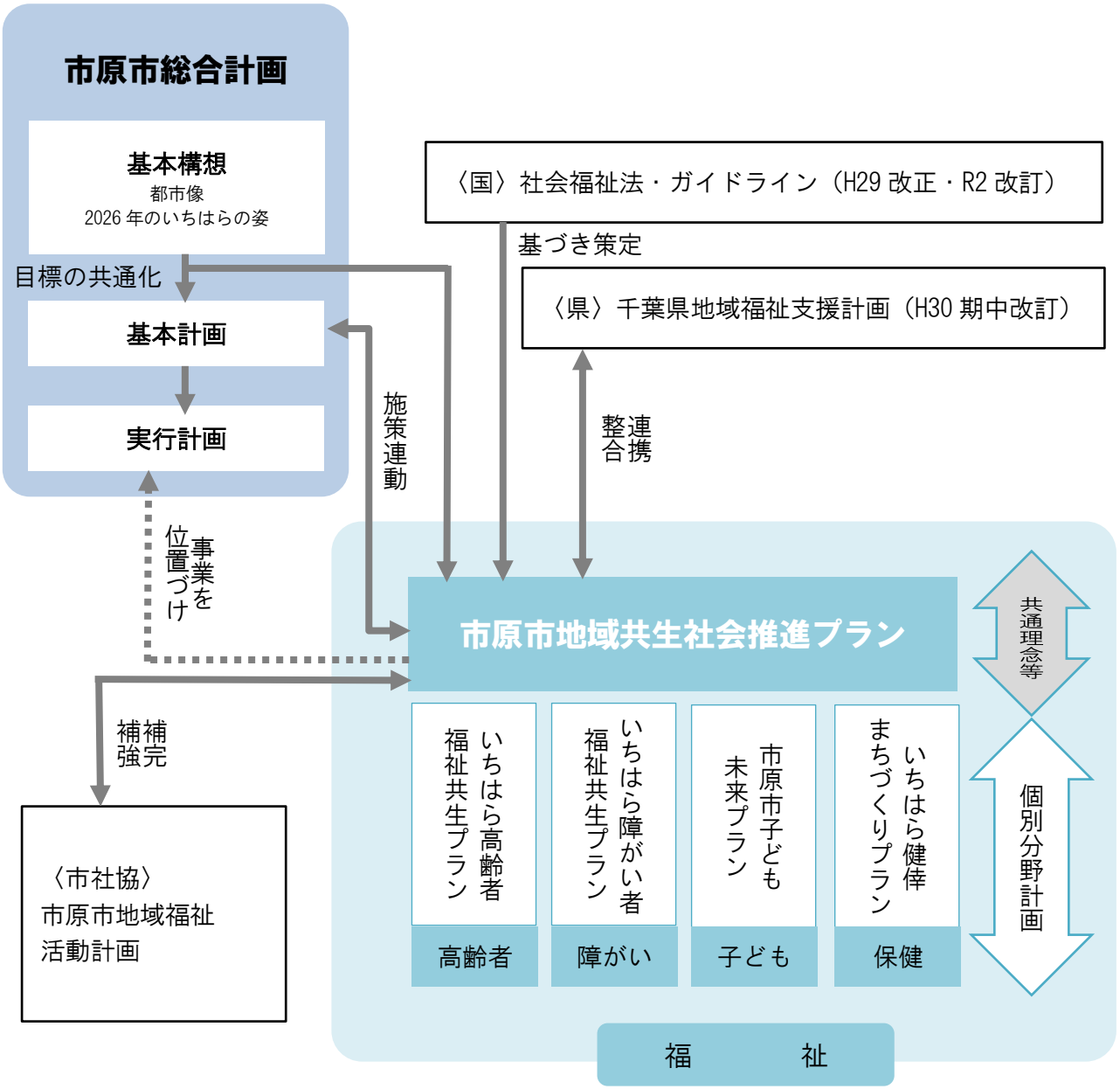
市は、生活に最も身近な基礎自治体として、これらの社会情勢の変化に的確に対応し、従来の発想にとらわれない施策を計画的に実行していく責務があります。

そのため、現行の「地域福祉パートナーシッププラン」を全面的に見直し、誰ひとり取り残さず、一人ひとりが人生を通じてその人らしく活躍でき、安心して暮らしつづけていくことができる地域を実現するため、「地域共生社会推進プラン」を策定します。

2．計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に定められた市町村地域福祉計画として位置づけられます。

市原市総合計画に則した福祉分野の計画です。また、福祉分野の個別計画の理念や施策等を包括的な視点から総合化する計画です。



３．計画の基本理念

互いを尊重し互いに支え合い
誰もが自分らしく活躍して
暮らすことのできるまちの実現

少子高齢・人口減少の進行等に伴い、地縁・血縁などの関係性の希薄化や社会経済の担い手の減少、そして、8050世帯 やダブルケアなど複数分野の課題を抱える人・世帯の増加が顕在化しています。

さらには近年頻発する大規模災害、昨年度から世界的に流行している新型コロナウイルス感染症など、人々の不安感や孤立感が増大しています。

このように暮らしや地域のあり方が多様化するなか、地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、一人ひとりの生きる力や可能性を最大限発揮することができる包摂的 な地域として、**【互いを尊重し 互いに支え合い 誰もが自分らしく活躍して暮らすことのできるまち】**の実現を目指します。



４．計画の基本目標

基本目標１　一人ひとりの福祉への意識を深め、行動を広げます

一人ひとりが主役となり、地域福祉を推進していけるよう、福祉に対する意識や行動を広げていきます。

基本目標２　生きづらさやリスクを抱える人を早期に必要な支援につなげます

様々な生きづらさを感じる方・世帯が地域で孤立することなく、必要な支援につながるよう、包括的な支援体制を整備していきます。

基本目標３　多様な資源をつなげ、重層的なセーフティネットを築きます

多様化・複雑化する方・世帯、そして地域の課題を解決し、未来を創造していくため、多様な主体を有機的につなげていきます。

基本目標４　多様な主体の参画により、より幸せで安心できる仕組みをつくります

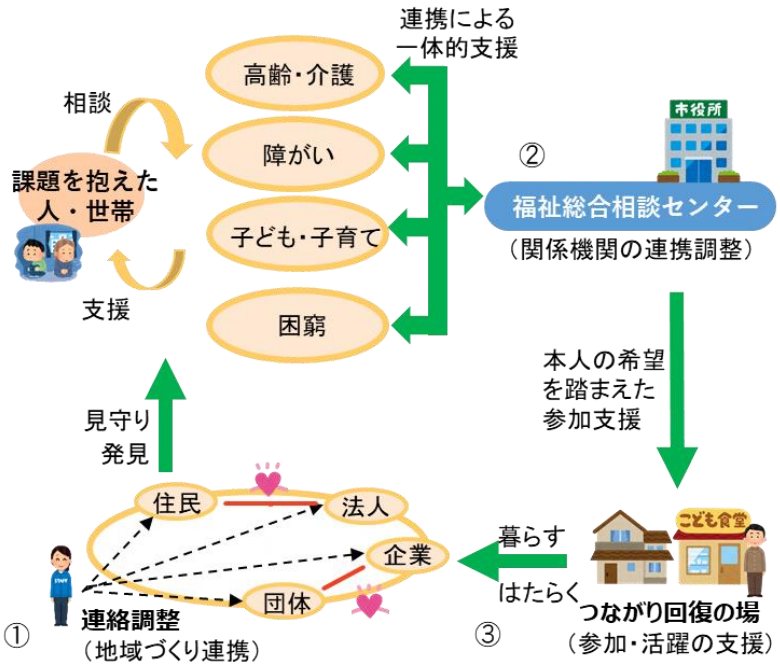
福祉分野にとどまらず、制度や分野、官民の垣根を超えた連携により、誰ひとり取り残さない地域共生社会づくりを進めます。

5．計画の体系

基本理念	関連するSDGs	基本目標	施策の方向性
互いを尊重し互いに支え合い誰もが自分らしく活躍して暮らすことのできるまちの実現		基本目標 **1** 一人ひとりの福祉への意識を深め、行動を広げます	1　福祉のこころの醸成 2　地域福祉活動に対する支援 3　人が活躍するための支援
		基本目標 **2** 生きづらさやリスクを抱える人を早期に必要な支援につなげます	1　地域で孤立させない取組の強化 2　寄り添い支えていく取組の強化 3　権利擁護体制の充実 4　庁内連携体制の構築
		基本目標 **3** 多様な資源をつなげ、重層的なセーフティネットを築きます	1　地域支援ネットワークの構築 2　分野横断的な連携の促進
		基本目標 **4** 多様な主体の参画により、より幸せで安心できる仕組みをつくります	1　自分らしく暮らすための生活基盤の安定 2　多様な福祉ニーズの対応

6．計画の重点施策

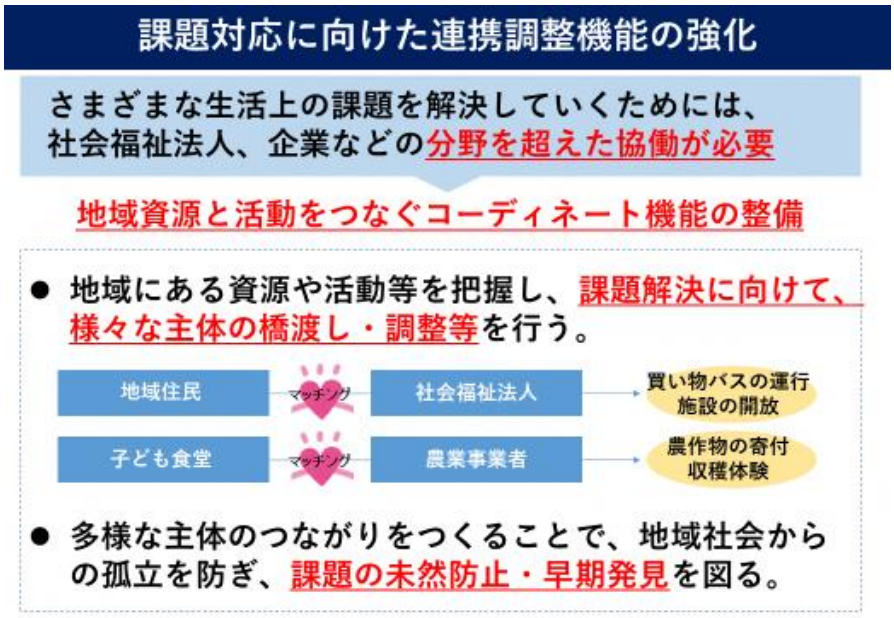
少子高齢・人口減少の進行により、地域から孤立している人、さまざまな課題を同時に抱える世帯が増えています。課題を抱える人等が必要な支援につながり、その人らしく暮らしていくことができるよう、包括的な支援体制を構築します。



①「福祉課題の解決に向けた連携調整人材」の配置

担い手の発掘・育成のため、地域活動へ参加が少なかった世代への働きかけを行います。

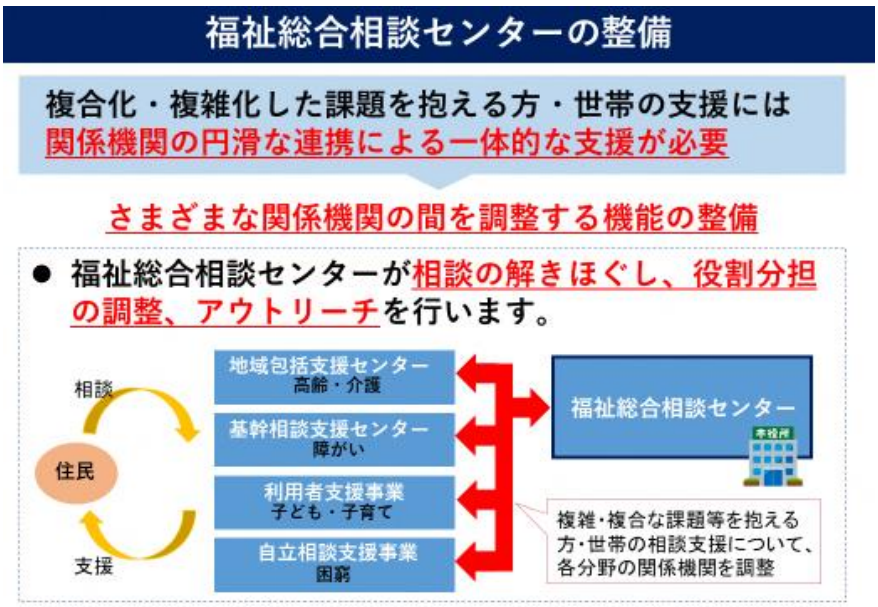
また、社会福祉法人、民間企業等と地域の人たちが連携して、共に支え合う取組を進められるよう、両者間のコーディネートを行います。



②「福祉総合相談センター」の整備

高齢分野の「地域包括支援センター」を機能強化し、福祉総合相談センターを整備します。

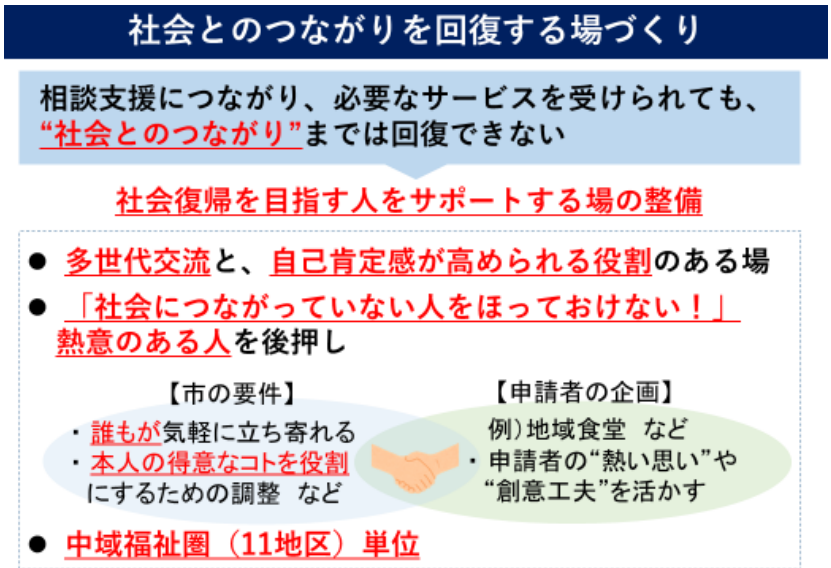
福祉に関する分野を問わない相談を受け止め、適切な機関につなぎます。また、さまざまな課題を同時に抱える方・世帯の支援にあたり、関係する支援機関の間を調整します。



③「社会とのつながりを回復する場づくり」の推進

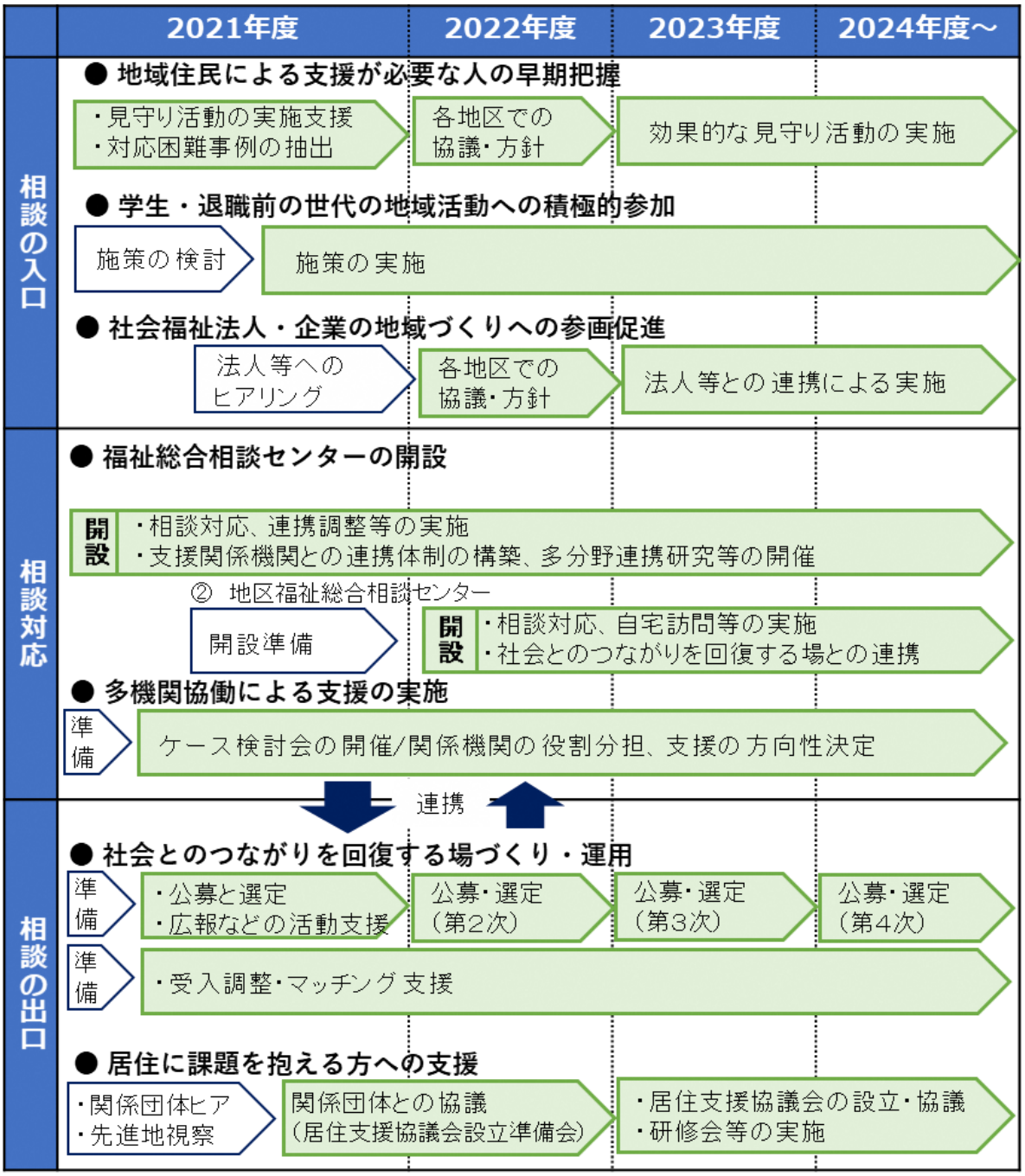
孤立状態など、制度だけでは十分に支援しきれない場合には、市が本人の意向を踏まえながら社会参加に向けた支援を行います。

特に、人とのつながりが弱い場合には、本人に寄り添った継続的な関わりが必要です。そのため、社会とのつながりを回復する場づくりを進め、市と場の運営者との連携により、本人を継続的に支援します。



包括的な支援体制の構築に向けて、下表のロードマップにより、段階的・計画的に進めます。

なお、本ロードマップについては、重点施策関連事業の進捗状況等のほか、国による制度改正や、県の動向等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行いながら進めていきます。

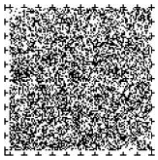


7．計画の成果目標

基本目標の達成状況を評価するため、次のとおり成果指標を設定します。

ただし、成果指標は行政活動以外の外部環境の影響も大きく受けることから、その評価にあたっては、個別事業の指標の変化についても併せて着目します。

基本目標	成果指標	現状値	目標値	出典
基本目標1 一人ひとりの福祉への意識を深め、行動を広げます	「福祉」に関心がある（関心がある、ある程度関心がある）市民の割合	69.5 （2019 年）	80.0	地域福祉アンケート
	ボランティア活動への参加意向がある（何らかの活動に参加したい、関心はあるが参加する機会がない）市民の割合	54.4 （2019 年）	70.0	地域福祉アンケート
	ボランティア活動・助け合い活動に参加している・したことがある市民の割合	29.1 （2019 年）	50.0	地域福祉アンケート
基本目標2 生きづらさやリスクを抱える人を早期に必要な支援につなげます	近所との積極的なつきあいがない（会えばあいさつをする程度、ほとんど近所とのつきあいはない、隣近所の顔もしらない）市民の割合	35.2 （2019 年）	20.0	地域福祉アンケート
	悩みや不安などがあるときに相談する人がいない（誰にも頼みたくない、相談する人がいない）市民の割合	2.9 （2019 年）	0.0	地域福祉アンケート
	地域福祉の考え方への共感度「虐待を防ぐために地域のつながりが重要」と考える（そう思う／まあそう思う）市民の割合	83.4 （2019 年）	95.0	地域福祉アンケート
基本目標3 多様な資源をつなげ、重層的なセーフティネットを築きます	地域福祉の考え方への共感度「ひきこもりやニートは本人だけでなく社会全体の問題」と考える（そう思う／まあそう思う）市民の割合	46.1 （2019 年）	60.0	地域福祉アンケート
	子育ち支援活動への参加状況「子どもの居場所づくりへの協力（子ども食堂など）」（参加している、参加してみたい）市民の割合	10.4 （2019 年）	20.0	市民意識調査
基本目標4 多様な主体の参画により、より幸せで安心できる仕組みをつくります	居住支援協力企業数	― （2019 年）	増加	共生社会推進課
	就労支援協力企業数	― （2019 年）	増加	共生社会推進課
	地域づくり活動に参画する法人・企業数	― （2019 年）	増加	共生社会推進課



8．計画の推進・評価体制

市の関係部局で構成する「地域共生社会推進会議」を毎年度、定期的に開催し、進捗状況や施策を進める上での課題などについて協議し、課題解決に向けて、随時、予算や制度などに反映させ、全庁的に各施策を推進していきます。

また、福祉各分野の相談支援機関などで構成する「相談機関連絡会」において、市全体での総合相談体制の構築に向けた諸課題について協議し、課題解決に向けた施策の推進を行います。

計画の進捗については、各種団体代表や学識経験者などで構成する「地域福祉推進協議会」において、毎年度、管理、評価を行います。





市原市地域共生社会推進プラン概要版

発行：市原市
編集：保健福祉部
共生社会推進課
住所：〒290-8501
千葉県市原市国分寺台中央 1-1-1
ＴＥＬ：0436-23-7605
発行年月：令和３年４月